

三重県暴力団排除条例施行規則

平成二十三年一月二十八日  
三重県公安委員会規則第一号

改正 平成二七年 三月二七日三重県公安委員 平成二八年 三月二九日三重県公安委員  
会規則第四号 会規則第三号  
平成三〇年 四月二四日三重県公安委員  
会規則第五号

三重県暴力団排除条例施行規則をここに公布します。

三重県暴力団排除条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（不当要求行為）

第二条 条例第七条の三重県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める不当要求行為は、次に掲げるものとする。

- 一 暴力行為又は脅迫行為
- 二 正当な理由なく面会を強要する行為
- 三 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
- 四 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、県の事務事業の遂行又は執務環境における秩序の維持に支障を生じさせる行為

（命令の方法）

第三条 条例第十七条の規定による命令は、中止命令書（第一号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要し、中止命令書により行ういとまがないときは、口頭により行うことができる。

- 2 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第十七条の規定による命令を緊急に行う必要があるときは、当該違反行為の発生地を管轄する警察署長に行わせるものとする。
- 3 警察署長は、第一項ただし書の規定による口頭の命令を行ったときは、当該命令を行った後相当の期間内に理由通知書（第二号様式）により、当該命令を行った理由を通知するものとする。ただし、口頭の命令を受けた者の所在が判明しなくなったときその他命令を行った後において当該命令を行った理由を通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。

（弁明の機会の付与）

第四条 前条第一項に規定する命令を緊急に行おうとする場合を除き、当該命令に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明通知書（第三号様式）により通知するものとする。
- 3 公安委員会は、前項の場合において、口頭による弁明の聴取を行うことが適当であると認めるときは、当該弁明の聴取を指定することができる。
- 4 第二項の規定による通知を受けた者は、前項に規定する口頭による弁明の聴取を指定された場合を除き、公安委員会に対し、弁明書（第四号様式）を提出するものとする。
- 5 弁明をしようとする者は、弁明をするに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 6 公安委員会は、第二項の規定による通知をするに当たっては、弁明書の提出の期限又は口頭による弁明の聴取の日時までに相当な期間を置いて行うものとする。
- 7 公安委員会は、弁明をしようとする者が、弁明書の提出の期限までに当該弁明書の提出をせず、又は口頭による弁明の聴取の日時に出頭しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第五条 公安委員会は、前条第三項に規定する口頭による弁明の聴取を行うときは、警察本部長が指

定する警察職員に当該弁明を聴取させることができる。

- 2 前条第三項の規定により口頭による弁明を指定された者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、弁明の日時等変更申出書（第五号様式）により、口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の聴取の日時若しくは場所を変更したとき又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による弁明の聴取の日時又は場所を変更しないときは、速やかに、その旨を、弁明の聴取の日時等決定通知書（第六号様式）により、口頭による弁明をしようとする者に通知しなければならない。

（暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設）

第六条 条例第十八条第一項第十号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- 二 社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）第三条第十一号に規定する青少年教育施設

（旅館事業者等からの暴力団排除対策）

第七条 条例第二十六条第一項に規定する公安委員会規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。

- 一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定に基づく許可を受けたゴルフ場を営む者

（調査の手続）

第八条 公安委員会は、条例第二十七条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第七号様式）により行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。
- 3 第一項の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する口頭による説明を求められた場合において資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（第八号様式）を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、第一項の規定により説明又は資料の提出を求めるに当たっては、説明・資料提出書の提出の期限又は口頭による説明の聴取の日時までには相当な期間をおいて行うものとする。
- 5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が、説明・資料提出書の提出の期限までに当該説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明の聴取の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

第九条 公安委員会は、前条第二項に規定する口頭による説明の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

- 2 前条第二項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明の日時等変更申出書（第九号様式）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更したとき又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、その旨を、説明の聴取の日時等決定通知書（第十号様式）により、口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

（勧告の方法）

第十条 条例第二十八条の規定による必要な勧告は、勧告書（第十一号様式）により行うものとする。

(公表の方法等)

第十一条 条例第二十九条第一項の規定による公表は、三重県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第二十九条第一項の規定により公安委員会が公表をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第十二条 条例第二十九条第二項に規定する意見を述べる機会の付与は、口頭による意見の聴取を行うものとし、公安委員会は、公表をしようとする者に対し、意見の聴取通知書（第十二号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、口頭による意見の聴取に代えて申述書（第十三号様式）を提出することができる。

3 意見を述べようとする者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 公安委員会は、第一項の規定による通知をするに当たっては、口頭による意見の聴取の期日又は申述書の提出の期限までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、意見を述べようとする者が、口頭による意見の聴取の期日に出頭しないとき又は申述書の提出の期限までに当該申述書の提出をしないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第十三条 公安委員会は、前条第一項に規定する口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 前条第一項の規定による通知を受けた者で、口頭により意見を述べようとする者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の陳述の期日等変更申出書（第十四号様式）により、口頭による意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の期日若しくは場所を変更したとき又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による意見の聴取の期日若しくは場所を変更しないときは、速やかに、その旨を、意見の聴取の期日等決定通知書（第十五号様式）により、口頭により意見を述べようとする者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

第十四条 弁明の機会を付与された者、説明若しくは資料の提出を求められた者又は意見を述べる機会を付与された者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明の聴取、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（第十六号様式）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第十七号様式）により、その旨を、公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日三重県公安委員会規則第三号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年四月二十四日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

(表)

<p>中 止 命 令 書</p> <p>様</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 三重県 警察署長 印</p>								
<p>命 令 を 受 け る 者</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本（国）籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> </table>	本（国）籍		住 所		氏 名		生年月日	
本（国）籍									
住 所									
氏 名									
生年月日									
<p>上記の者に対し、三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第17条の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>命令の原因 となる事実</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>命令の内容</p> </td> <td></td> </tr> </table> <p>この処分に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりです。</p>		<p>命令の原因 となる事実</p>		<p>命令の内容</p>					
<p>命令の原因 となる事実</p>									
<p>命令の内容</p>									

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格A4)

(裏)

この処分に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2号様式（第3条関係）

（表）

理 由 通 知 書		第 号												
様		年 月 日												
三重県		警察署長 印												
命 令 を 受 け た 者	本（国）籍													
	住 所													
	氏 名													
	生 年 月 日													
<p>三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第3条第2項の規定に基づき、上記の者に中止命令を発した理由を下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">口頭</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日時</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">命令</td> <td style="text-align: center;">場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">命令の原因 となる事実</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">命令の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>口頭による命令に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりです。</p>			口頭	日時		命令	場所		命令の原因 となる事実			命令の内容		
口頭	日時													
命令	場所													
命令の原因 となる事実														
命令の内容														

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

(裏)

口頭による命令に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第4条関係）

（表）

弁 明 通 知 書 様	第 号 年 月 日
三重県公安委員会 印	
弁明の機会を付与しますので、三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第4条第2項の規定により下記のとおり通知します。	
記	
予 定 さ れ る 命 令 の 内 容	
命令の根拠となる 条 例 の 条 項	
予定される命令の 原因となる事実	
<b>【弁明の方法】</b>	
<input type="checkbox"/> 弁明書の提出	
弁明書の提出期限	年 月 日 まで
弁明書の提出先	
<input type="checkbox"/> 口頭による弁明	
聴 取 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 取 場 所	
弁明に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注1 □印のある欄については、該当の□内に $\surd$ 点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）



(裏)

弁明に際しての注意事項

- 1 弁明書には、弁明通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに命令の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。  
なお、口頭による弁明の方法が指定されたときは、弁明書の提出は必要ありません。
- 2 弁明をするに当たり、証拠資料を提出することができます。
- 3 三重県公安委員会は、提出の期限までに弁明書の提出がないとき（口頭による弁明の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、意見がないものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、弁明の日時等変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、代理人を選任できますので、弁明通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に弁明の聴取に関する一切の手續をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を三重県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による弁明の日時に出頭する場合には、この弁明通知書を持参してください。

第4号様式（第4条関係）

弁 明 書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
住 所	
氏 名 ㊦	
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第4条 第4項の規定により、下記のとおり提出します。	
記	
弁 明 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
命令の原因となる事実 その他当該事実の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第5号様式（第5条関係）

弁明の日時等変更申出書

年 月 日

三重県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊞

三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第5条第2項の規定により、下記のとおり弁明の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

弁 明 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
変更申出 事 項	変 更 前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変 更 希 望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
変 更 申 出 の 理 由			

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第6号様式（第5条関係）

第 号			
弁明の聴取の日時等決定通知書			
年 月 日			
様			
三重県公安委員会 印			
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第5条 第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。			
記			
弁明通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 弁明の聴取の日時又は場所の変更決定			
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
<input type="checkbox"/> 弁明の聴取の日時又は場所の不変更決定			
弁明の聴取の日時又は 場所を変更しない理由			

注1 印のある欄については、該当の□内に $\surd$ 点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第7号様式（第8条関係）

（表）

説明・資料提出要求書  様	第 号  年 月 日
三重県公安委員会 印 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第27条の規定により、下記のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
記	
説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は資料の内容	
<b>【説明又は資料の提出方法】</b>	
<input type="checkbox"/> 説明に係る書面又は資料の提出	
説明に係る書面又は 資料の提出期限	年 月 日まで
説明に係る書面又は 資料の提出先	
<input type="checkbox"/> 口頭による説明	
聴取の期日	年 月 日 時 分から
聴取の場所	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注1 □印のある欄については、該当の□内に●点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく、説明又は資料の提出を拒んだときは、三重県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、三重県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出方法について、「 説明に係る書面又は資料の提出」欄に $\blacktriangleright$ 点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、期限までに提出してください。  
説明・資料提出書には、説明・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は資料の内容を記載して提出してください。
- 3 「 口頭による説明」欄に $\blacktriangleright$ 点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「 説明に係る書面又は資料の提出」欄及び「 口頭による説明」欄の双方に $\blacktriangleright$ 点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 三重県公安委員会は、提出の期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、説明の日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を三重県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第8号様式（第8条関係）

説 明 ・ 資 料 提 出 書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
住 所	
氏 名 ㊟	
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第8条 第3項の規定により、下記のとおり提出します。	
記	
説明・資料提出要求書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は資料の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第9号様式（第9条関係）

説明の日時等変更申出書			年 月 日
三重県公安委員会 様			住所 氏名 ㊟
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第9条 第2項の規定により、下記のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。			
記			
説明・資料提出要求書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出 事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
(規格A4)



第10号様式（第9条関係）

第 号															
説明の聴取の日時等決定通知書															
年 月 日															
様															
三重県公安委員会 印															
<p>三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第9条第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">説明・資料提出要求書 番号及び日付</td> <td style="width: 60%;">第 号 年 月 日</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 説明の聴取の日時又は場所の変更決定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更事項</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 10%;">日時</td> <td style="width: 75%;">年 月 日 時 分から</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td>日時</td> <td>年 月 日 時 分から</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 説明の聴取の日時又は場所の不変更決定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 10px;">説明の聴取の日時又は場所 を変更しない理由</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table>	説明・資料提出要求書 番号及び日付	第 号 年 月 日	変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から	場所		変更後	日時	年 月 日 時 分から	場所		説明の聴取の日時又は場所 を変更しない理由	
説明・資料提出要求書 番号及び日付	第 号 年 月 日														
変更事項	変更前	日時		年 月 日 時 分から											
		場所													
	変更後	日時	年 月 日 時 分から												
		場所													
説明の聴取の日時又は場所 を変更しない理由															

注1 印のある欄については、該当の□内に $\surd$ 点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第11号様式（第10条関係）

勸 告 書		第 号
様		年 月 日
		三重県公安委員会 印
勸 告 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
上記の者に対し、三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第28条の規定により、下記のとおり勸告します。		
記		
勸告の原因 となる事実		
勸告の内容		
この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、三重県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。		

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

意見の聴取通知書  様	第 号  年 月 日  三重県公安委員会 印
意見を述べる機会を付与しますので、三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。	
記	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
予定される公表の原因となる事実	
<b>【口頭による意見の聴取】</b>	
聴取の期日	年 月 日 時 分から
聴取場所	
<b>【申述書の提出】</b>	
申述書の提出期限	年 月 日まで
申述書の提出先	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 （規格A4）

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見の聴取は、原則として口頭により行うこととしますが、期日への出頭に代えて、申述書を提出することもできます。
- 2 申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
- 3 意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができます。
- 4 三重県公安委員会は、口頭による意見の聴取の期日に出頭しないとき（申述書に代える場合は、提出の期限までに申述書の提出がないとき）は、意見がないものとして取り扱います。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、意見の聴取の期日等変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなたが意見を述べない場合には、代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を三重県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取の期日に出頭する場合には、この意見聴取通知書を持参してください。

第13号様式（第12条関係）

申 述 書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
住 所	
氏 名 ㊟	
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第12条 第2項の規定により、下記のとおり提出します。	
記	
意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第14号様式（第13条関係）

意見の陳述の期日等変更申出書		年 月 日	
三重県公安委員会 様		住 所	
		氏 名 ㊦	
<p>三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第13条第2項の規定により、下記のとおり意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ます。</p>			
記			
意見の聴取通知書の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
変更申出 事 項	変 更 前	日時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変 更 希 望	日時	年 月 日 時 分から
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第15号様式（第13条関係）

第 号															
意見の聴取の期日等決定通知書															
年 月 日															
様															
三重県公安委員会 印															
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第13条 第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。															
記															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 40%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">意見の聴取通知書の 番号及び日付</td><td style="padding: 5px;">第 号 年 月 日</td></tr></table>	意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日													
意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日														
<input type="checkbox"/> 意見の聴取の期日又は場所の変更決定															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更事項</td><td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td><td style="width: 10%; text-align: center;">日時</td><td style="width: 65%; text-align: center;">年 月 日 時 分から</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">場所</td><td></td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td><td style="text-align: center;">日時</td><td style="text-align: center;">年 月 日 時 分から</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">場所</td><td></td></tr></table>	変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から		場所			変更後	日時	年 月 日 時 分から			場所	
変更事項		変更前	日時	年 月 日 時 分から											
		場所													
	変更後	日時	年 月 日 時 分から												
		場所													
<input type="checkbox"/> 意見の聴取の期日又は場所の不変更決定															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 40%; padding: 5px;">意見の聴取の期日又は 場所を変更しない理由</td><td style="width: 60%;"></td></tr></table>	意見の聴取の期日又は 場所を変更しない理由														
意見の聴取の期日又は 場所を変更しない理由															

注1 印のある欄については、該当の□内に $\surd$ 点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

第16号様式（第14条関係）

代理人選任届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>	
三重県公安委員会 様	
住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
私は、三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号） 第14条第3項の規定により、下記の者を代理人として選任し、弁明、説明若しくは 資料の提出又は意見の陳述に関する一切の行為をすることを委任します。	
記	
種 別	<input type="checkbox"/> 弁明 <input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出 <input type="checkbox"/> 意見の陳述
弁明通知書、説明・資料提出 要求書又は意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係等	

注1 印のある欄については、該当の□内に $\surd$ 点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）



第17号様式（第14条関係）

代理人資格喪失届出書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
住 所	
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
私の代理人は、その資格を失ったので三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）第14条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
種 別	<input type="checkbox"/> 弁明 <input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出 <input type="checkbox"/> 意見の陳述
弁明通知書、説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

注1 印のある欄については、該当の□内にㄥ点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）